

先端設備等導入計画

中小企業・小規模事業者等が、労働生産性の向上を図るために先端設備等を導入する計画を策定し、市から認定を受けた場合、新たに導入する設備等にかかる固定資産税について特例を受けられます。

《 特例内容 》

- ・特例対象資産にかかる固定資産税を、以下のとおり軽減します。
従業員に対して1.5%以上の賃上げ方針を表明した場合3年間1/2に軽減
従業員に対して3%以上の賃上げ方針を表明した場合5年間1/4に軽減

《 特例対象資産 》

- ・機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備

要 件

- ・先端設備等の導入前に計画の認定を受けること
- ・経営革新等支援機関（金融機関、商工会議所等）による事前確認書、投資計画の確認書の交付を受けていること。
- ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- ・中古資産でないこと
- ・資本金額1億円以下の法人等であること など